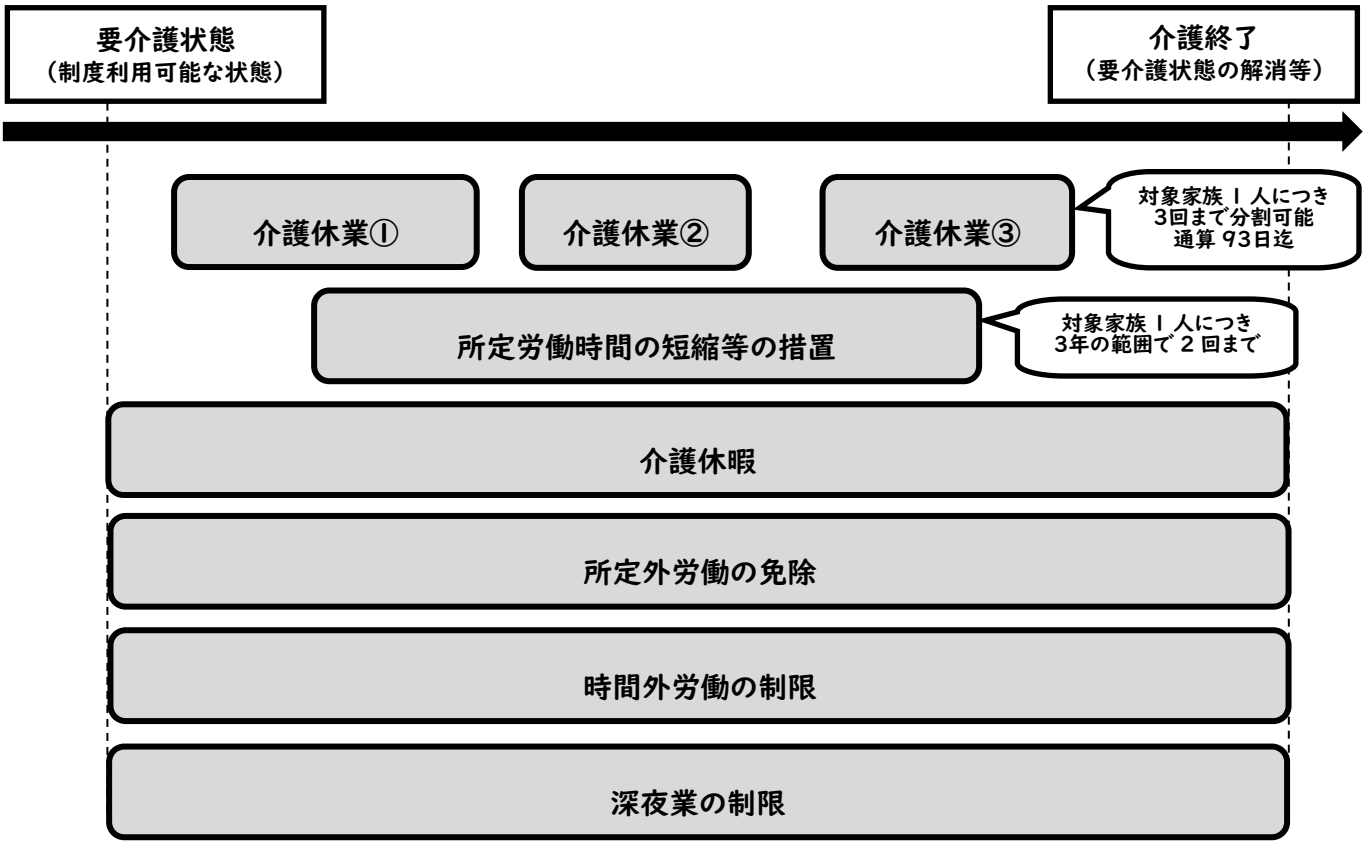
介護に関する制度について

介護休業や介護休暇等の両立支援制度を積極的に活用してください

●仕事と介護の両立に関する相談窓口を設置します
●介護に直面した旨の申出をした方に対し、個別に制度を周知するとともに介護休業や介護両立支援制度等の取得・利用の意向を確認します

仕事と介護の両立支援制度概要

常時介護を必要とする状態に関する判断基準については次ページを参照してください



介護休業には、給付の支給があります。

介護休業給付

介護休業を取得し、受給資格を満たしていれば、原則として休業開始時の賃金の 67%の介護休業給付を受けることができます。

介護保険制度も活用しましょう。

介護保険制度・介護サービス

40 歳から 64 歳の方については、ご自身が加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、親が高齢となり介護が必要な状態になる可能性が高まる時期でもあります。介護保険制度は、介護保険加入者（40 歳以上の方）の保険料負担により、老後の不安の原因である介護を社会全体で支えています。

常時介護を必要とする状態に関する判断基準（令和７年４月１日適用）

介護休業は、対象家族（注1）であって2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にあるもの（障害児・者や医療的ケア 児・者を介護・支援する場合を含む。ただし、乳幼児の通常の成育過程において日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合は 含まない。）を介護するための休業で、常時介護を必要とする状態については、以下の表を参照しつつ、判断することとなります。

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合であること。

（1） 項目①～⑫のうち、状態２が２つ以上、または状態３が１つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

（2） 介護保険制度の要介護状態区分において「要介護２」以上であること。

項目	状態１ （注2）	状態２ （注3）	状態３
① 座位保持（10分間一人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえればできる（注4）	できない
② 歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③ 移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④ 水分・食事摂取（注5）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤ 排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥ 衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦ 意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧ 外出すると戻れないことや、危険回避ができないことがある（注6）	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨ 物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある（注7）
⑩ 周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れなど日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある（注8）	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪ 医薬品又は医療機器の使用・管理	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫ 日常の意思決定（注9）	できる	本人に関する重要な意思決定はできない（注10）	できない

（注1）「対象家族」とは、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母をいうものであり、同居の有無は問わない。

（注2）各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。

（注3）各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者、障害児・者の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。

（注4）「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば一人で座っていることができる場合も含む。

（注5）「④水分･食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小･過多の判断を支援する声かけを含む。

（注6）「危険回避ができない」とは、発達障害等を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等を要する状態をいう。

（注7）⑨3の状態(「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」)には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。

（注8）「⑩認知・行動上の課題」とは、例えば、急な予定の変更や環境の変化が極端に苦手な障害児・者が、周囲のサポートがなければ日常生活に支障を来す状況（混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合等）をいう。

（注9）「⑫日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。

（注 10）慣れ親しんだ日常生活に関する事項(見たいテレビ番組やその日の献立等)に関する意思決定はできるが、 本人に関する重要な決定への合意等(ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等)には、支援等を必要とすることをいう。

本学園では介護休業等の申出をしたこと又は取得したことを理由として、
不利益な取扱いをすることはありません。
また、介護休業等に関するハラスメント行為を許しません。

【制度に関する相談窓口・申出先】
法人事務局 総務部総務課

TEL：078-303-4712（直通） 内線：2210・2213
専用メール：soumu-shinsei@yg.kobe-wu.ac.jp

『介護に関する制度について』を確認のうえ、介護休業等取得の意向について
以下を記載し、このページのコピーを**総務課**へ提出してください。

該当するものに〇	
	介護休業を取得する。
	介護両立支援制度等を利用する。
	取得する意向はない。
	検討中

【提出日】　　年　　月　　日

【提出者】　教職員番号：

所　　属：

氏　　名：